

清流の国 ぎふ

森林・環境税

森林・環境税を活用した
自然環境の保全・再生の取組みについて

平成 29 年度～令和 3 年度

豊かな森林や
清らかな川を
未来へ

岐阜県

清流の国ぎふ森林・環境税



1

岐阜県の森林・環境を取り巻く状況を踏まえ、 『清流の国ぎふ森林・環境税』を活用した取組みを推進

直面した危機

岐阜県は、県土面積の81%が森林(全国2位)で形成される「木の国、山の国」であり、大小400以上もの河川が8つの流域を織りなす「川の国、水の国」です。古くから、こうした岐阜県の豊かな森林・清らかな川は、私たちの暮らしに大きな役割を果たし、また多くの恵みを与えてきました。

しかしながら、平成24年以前は、適切に管理されず荒廃した森林や、野生鳥獣による農作物被害の増加、外来生物の繁殖、水環境の悪化などが大きな問題となっていました。

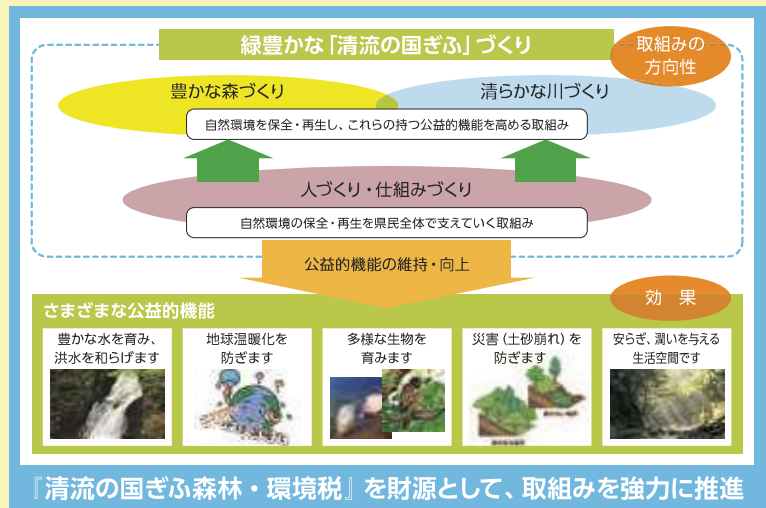
そして、これらの問題を放置した場合、私たちの安全・安心な生活環境が失われるとともに、地球温暖化や生物多様性の損失など、地球規模の環境にも悪影響が懸念される危機的な状況に直面していました。

危機への対応～

自然環境の保全・再生の取組み強化

喫緊の課題である地球環境の保全にも応えながら、本県のアイデンティティである「清流」を守り育て、緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりを県民協働で推進しなければならないとの気運が高まりました。

本県の恵まれた自然環境を保全・再生し、森林や河川の持つ公益的機能をより高める取組みを早急、かつ、確実に進めて、森林や河川は県民の共有財産であるという認識のもと、これらの持つ公益的機能を県民が将来にわたり享受できるよう、『清流の国ぎふ森林・環境税』を平成24年度から導入し、自然環境の保全・再生を県民全体で支えていく取組を進めてきました。



2

平成24～28年度の 『清流の国ぎふ森林・環境税』を活用した取組み

里山林の整備



5年間の目標 2,600ha整備
⇒ 2,649ha (102%達成)

※整備により、住民による手入れや活用がしやすくなったとの評価が寄せられています。



水源林等の間伐の推進



5年間の目標 15,000ha整備
⇒ 12,509ha (83%達成)

※整備により、林内に光が入りやすくなるなど、森林環境の改善が図られています。



公共施設等の木造化、木質化

5年間の目標 65施設整備
⇒ 41施設 (63%達成)



※子どもたちなどに「ぎふの木」や、ぎふの森林や川などの自然を身近に感じる体験を提供できました。

木育・環境教育の推進

5年間の目標 400校・園実施
⇒ 547校・園 (137%達成)



NPO等の環境保全活動への支援

5年間の目標 130団体等支援
⇒ 182団体等 (140%達成)



※県民主体による森づくり・川づくりの活動が進みました。

野生鳥獣対策

5年間の目標
ニホンジカの捕獲 15,800頭
⇒ 15,683頭 (99%達成)



※狩猟等の手法も含め、年間15,000頭の捕獲が必要とされる中、税事業が貢献しています。

3

これからの『清流の国ぎふ森林・環境税』

平成24年度からの5年間、清流の国ぎふ森林・環境税を活用し、取組みを強力に推進してきました。

しかし、自然環境の保全・再生には一定の時間が必要です。また、取組みを着手しただけにとどまらず、本格的に軌道に乗せていくためには、継続的な、切れ目のない対応が必要不可欠です。

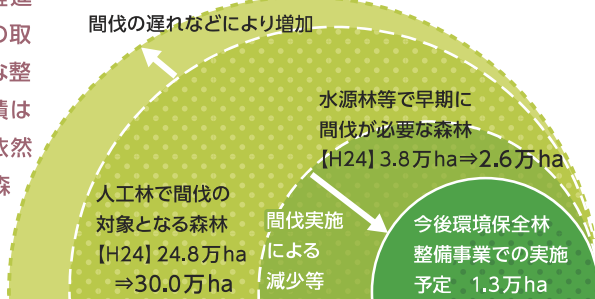
さらに、自然環境の保全・再生を巡っては、新たな課題も把握されているところです。このため、

『豊かな森づくり』『清らかな川づくり』、それを支える『人づくり・仕組みづくり』を進めるといって従来からの方向性を維持しつつ、見直しと新たな課題への対応を加え、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した取組みを進めていきます。

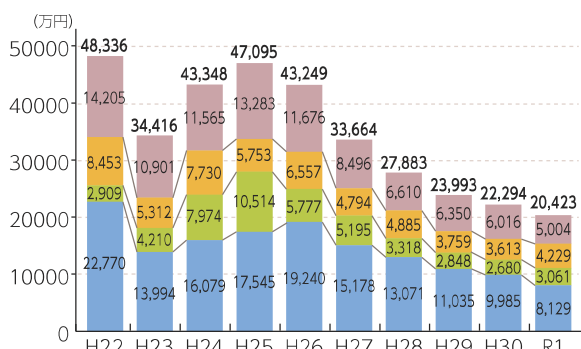


継続的な取組みが求められている課題

水源林等の間伐の推進については、5年間の取組みにより、緊急的な整備が必要な森林面積は縮小はしましたが、依然として整備が必要な森林が存在しています。



野生鳥獣による農作物被害額の推移



野生鳥獣対策については、被害額は低減傾向ですが、依然として被害額が多いため対策が必要です。

新たな課題

- ★ 100年先の森林のあり方を見ずして、今、どのような整備が必要かを考えるべき時期に差しかかっています。
従来の『経営』や『環境保全』に加え、『観光』『生活』といった人の活動に寄り添う視点での、望ましい森林のあり方を志向し、望ましい森林の姿へと促していく必要があります。
- ★ 「清流長良川の鮎」の世界農業遺産認定を契機として、里川保全の取組み強化が必要です。
- ★ COP21においてパリ協定が採択されました。さらなる温暖化防止対策が求められる中、保全・再生の取組みにより、岐阜県の豊かな森林を維持・増進させつつ、さらに温暖化防止にも十二分に活用していく必要があります。
- ★ 「ぎふ木育」など環境教育が浸透し、「木に触れる・親しむ」という体験を提供する取組みは一定の成果を得てきました。
今後は、体験に立脚した「行動する」人づくりを強化する必要があります。
特に、子どもだけでなく大人の人材育成を進めるためには、その核となる仕組み（人材育成の総合拠点）が必要とされています。

1 100年先の森林づくりの推進

① 環境保全林整備事業

森林所有者による森林整備の実施が困難な水源地域や渓流域、急傾斜地等の森林について、水源かん養機能や土砂流出防止、水質浄化など公益的機能の高い環境保全林に誘導するため、市町村や林業事業体等が行う間伐等を支援します。

- 事業主体：市町村、林業事業体等
- 補助率：10/10 [メニューごとに上限あり]

目標

環境保全林における間伐等の森林整備：
13,000ha／5年

効果

森林の公益的機能維持増進



② 公有林化支援・推進事業

水源かん養や生物多様性の保全等の公益的機能を広範囲に保持する重要な森林のうち、荒廃した森林又は荒廃のおそれがある森林で、早急に公的な管理を行う必要がある森林について、公有林化を推進します。

- 事業主体：①市町村 ②県
- 補助率：①10/10以内 または 1/2 以内

目標

森林の公有林化による管理：100ha／5年

効果

森林の公益的機能維持増進 / 適正な森林管理

③ 里山林整備事業

生物多様性の保全などが必要な『里山林』や野生鳥獣被害や倒木の危険性が生じている、集落に隣接した『生活保全林』の整備等を支援します。

〈里山林整備タイプ〉

- 事業主体：①市町村、各種団体 ②県
- 補助率：①10/10以内 [メニューごとに上限あり]

目標

里山の整備(侵入竹の除去、森林病虫害の防除、広葉樹等の植栽、不用木の除去等)：2,650ha／5年

効果

森林の公益的機能維持増進

〈生活保全林整備タイプ〉

- 事業主体：市町村、各種団体
- 補助率：10/10以内 [メニューごとに上限あり]

目標

バッファゾーン(緩衝帯)整備、危険木の除去：600ha／5年
危険木の除去：200箇所／5年

効果

地域生活環境の保全



④ 森林地域外危険木除去事業

森林ではないものの、住民に身近で、住民生活に危険を及ぼす可能性の高い樹木の伐採を支援します。

- 事業主体：市町村
- 補助率：2/3以内 [上限：1,000千円/箇所]

目標

住民に身近な樹木の整備：50箇所／5年

効果

地域生活環境の保全

⑤ 観光景観林整備事業(観光景観林総合整備事業)

道路沿いなど地域の観光資源として期待できる森林において、景観を形成するための森林整備とその条件整備を支援します。

- 事業主体：市町村
- 補助率：10/10以内 [メニューごとに上限あり]
※附帯施設整備は1/2以内(上限あり)

目標

観光景観林としての森林整備：
350ha／5年

効果

地域条件に適合した森林配置の促進



緑 豊 かな 清 流 の

② 自然生態系の保全と再生

野生鳥獣保護管理推進事業

ニホンジカの個体数調整や、イノシシ・カワウなどの野生鳥獣捕獲、対策に関する調査研究、研究成果の普及を推進します。

効果 農林業、生態系及び日常生活への被害低減

⑥ 生態系維持のための、ニホンジカ等の捕獲

〈ニホンジカ・イノシシ〉

- 事業主体：①②市町村 ②地域協議会 ③法人
- 補助率：①ニホンジカの捕獲：定額
②わな捕獲を中心とした捕獲体制構築：10/10以内 [上限：1,000千円/1地区]
③鳥獣捕獲等事業者育成：10/10以内 [上限：300千円/1事業]
- 事業主体：県 ● わな捕獲技術向上研修会の開催
● 指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の捕獲

目標 ニホンジカの捕獲 37,500頭/5年
イノシシの捕獲 1,000頭/5年

〈カワウ等〉

- 事業主体：市町村、漁業協同組合等
- 補助率：10/10以内 [上限：1,500千円/団体]
- 目標 カワウ等の捕獲：3,200羽/5年（カワアイサを含む）

⑦ 被害防止捕獲等に従事する市町村等職員の育成

- 事業主体：市町村等
- 補助率：10/10 [上限：500千円/人]

目標 被害防止捕獲等従事者の確保 30人/5年

⑧ 野生動物総合対策普及推進事業

岐阜大学に設置した寄附研究部門において、鳥獣対策の調査研究、鳥獣対策の普及、人材育成を行います。

- 事業主体：岐阜大学（寄附研究部門）

目標 普及啓発事業：参加者2,500人/5年



水みちづくり推進事業

河川～水路～水田の、いわゆる里地の水環境の連続性の確保や流域清掃により、在来の魚類等が生息しやすい環境づくりを進めます。

効果 里地の水環境改善による生態系保全

⑨ 流域協働による効率的な河川清掃事業

NPOや地域住民等民間団体と行政が連携し、同一水系で上下流の地域が連携した効率的な河川清掃モデルを確立します。

- 事業主体：県

目標 NPO等による河川清掃等の活動が新たに開始される河川：25河川/5年

⑩ 生きものにぎわうため池再生事業

ため池に生息する外来種を駆除することにより、里地の生態系の保全を図るモデル的な取組み等を推進します。

目標 外来種駆除活動の実施：15箇所/5年

⑪ 水田魚道設置推進事業

水田魚道の設置を推進し、水田と排水路の生態系ネットワークを再生し、多様な在来魚類の生息環境拡大を図ります。

目標 水田魚道設置により生態系ネットワークが広がる地区：5地区/5年

⑫ 生態系保全団体支援事業

里地・里川において生態系を復活させるモデル的な取組みを行う団体を支援します。

- 事業主体：団体等、学生の組織する団体

- 補助率：10/10以内

[上限：2,000千円/団体等、300千円（学生が組織する団体）]

目標 モデル的な取組みの実施：25団体/5年

⑬ 生態系保全市町村支援事業

スクミリンゴガイ等の駆除など、生態系保全に取組む市町村を支援します。

- 事業主体：市町村
- 補助率：農業用施設タイプ 1/2以内 [上限：1,000千円/事業]
農業用施設以外タイプ 10/10 [上限：5,000千円/事業、下限：1,000千円/事業]

目標 農業用施設タイプ 生態系保全活動の実施 30市町村/5年
農業用施設以外タイプ 生態系保全活動の実施 7市町村/1年

⑭ 河川魚道の機能回復事業

県管理河川及び砂防施設の魚道について、魚道カルテを用いた魚道点検等を実施し、点検結果を踏まえた対策を適切なタイミングで実施することで魚類等の遡上・降下環境を確保します。

- 事業主体：県

目標 健全な魚道の割合：80% 他

⑮ 用排水路・河川落差解消支援事業（⑩の事業と関連して実施）

魚類の往来を妨げる、農業用排水路等の落差（段差）を解消するための取組みを進めます。

- 事業主体：市町村等
- 補助率：10/10以内 [上限：5,000千円]

目標 落差解消工事実施地区：5地区/5年



3 ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり

16 木質バイオマス利用施設導入促進事業

公共施設等への木質ペレット・薪ストーブ、木質資源利用ボイラー等の導入を支援します。

- 事業主体：市町村、学校法人等
- 補助率：事業費の1/2 以内 [木質資源利用ボイラー：上限25,000千円/施設]
[木質ペレット・薪ストーブ：上限500千円/台]

目標

木質バイオマス利用施設の導入：ボイラー 5施設/5年
ストーブ 100台/5年

効果

環境負荷軽減への意識向上
森林資源の有効利用の促進



17 小水力発電による環境保全推進事業

身近な水路等に小規模な水力発電施設を設置し、また設置した施設等を活用して環境保全学習、環境保全活動を実施する取組みを支援します。

- 事業主体：市町村、団体等
- 補助率：① 環境教育推進型(簡易な施設設置・電力の利用先に要する経費)
：定額(上限1,000千円)
② 環境保全提案型(小規模施設(0.1kW以上) 設置に要する経費)
：定額 ・ 0.1～1.0kWまで 1,000千円+100千円/0.1kW
・ 1kW以上 2,000千円/kW [上限10,000千円]

目標

- ① 環境教育推進型施設の設置 10施設/5年
- ② 環境保全提案型施設の設置 5施設/5年

効果

環境負荷軽減への意識向上
水資源の有効利用の促進
環境保全活動の推進



4 人づくり

18 木の香る快適な公共施設等整備事業

教育福祉関連施設等において、市町村や学校法人等が行う木造化や内装木質化を支援します。

- 事業主体：市町村、学校法人等
- 補助率：木造化 17,000円/㎡以内 [上限30,000千円]
内装木質化 10,000円/㎡以内 [上限30,000千円]

目標 木造化・木質化した施設 45施設/5年

効果 森林環境保全意識の向上
森林資源の有効利用の促進

19 ぎふの木で学校まると木製品導入事業

教育福祉関連施設等において、市町村や学校法人等が行う木製の机や椅子、木製学習教材等の導入を支援します。

- 事業主体：市町村、学校法人等
- 補助率：購入費用の1/2 以内
※ 机・椅子セットの場合 [上限：18千円/セット]

目標

机、椅子、ロッカー、下駄箱等の導入：
6,000セット・個/5年

効果

森林環境保全意識の向上
森林資源の有効利用の促進



20 県民協働による未利用材の搬出促進事業

林内の未利用材を、木質バイオマス資源として活用するために、県民協働により行う搬出を支援します。

- 事業主体：市町村 ※ 間接補助
- 補助率：市町村が助成する額の1/2 以内
[搬出未利用材の取引：上限1,500円/t、
搬出機械の導入：上限750千円/事業]

目標

森林所有者等が行う未利用材の搬出：
20,600t/5年

効果

住民主体の自然環境保全活動の促進
森林資源の有効利用の促進



常設版木育ひろばの設置

身近に「ぎふ木育」を体験できる拠点として、児童館、子育て支援センター等への常設型の木育ひろばの設置を支援します。

- 事業主体：市町村等 ※ 設置にあたり県の認定が必要
- 補助率：次の補助事業の補助率を嵩上げ

19 ぎふの木で学校まると木製品導入事業

10/10以内 [上限 400千円/1施設]

22 ぎふの木育教材導入支援事業

10/10以内 [上限 100千円/1施設]



・仕組みづくり

ぎふ木育・環境教育推進事業

子どもから大人まで、幅広い世代を対象に、「ぎふ木育」を普及させるなど、森林や環境に関する学習を進めます。

【効果】 自然環境保全に対する理解醸成、実践力を有する人材養成

21 ぎふ木育総合拠点整備等事業

県民の方々が、だれでも、いつでも希望するときに、『ぎふの木』を核とした『学び』『交流・連携』『創造』『発信』のサービス享受し、行動を展開できる常設の拠点「ぎふ木遊館」を整備・運営します。

●事業主体：県

22 ぎふの木育教材導入支援事業

教育福祉関連施設等において、市町村や学校法人等が行う木製学習教材等の導入を支援します。

●事業主体：市町村、学校法人等

●補助率：導入経費の1/2以内[上限：100千円/施設]他

【目標】 木のおもちゃ、木製学習教材の導入：300施設/5年

【効果】 原体験による子どもたちの豊かな感性の育成
保育・教育現場への「ぎふ木育」の浸透



23 森と木と水の環境教育推進事業

子どもたちを対象に、森や川の持つ様々な公益的機能や環境保全に関する正しい知識の提供、岐阜の森や川のフィールドを活かした環境教育、木に触れ合うことを通じて自然に親しむ体験活動などを推進します。

●事業主体：市町村、学校法人等

●補助率：学校提案事業 10/10以内
[上限：150千円/事業、500千円/総事業]

学校提案事業以外に県が直接執行するメニュー有り

市町村企画事業 補助対象経費 1,000千円以下10/10以内

補助対象経費 1,000千円を超える部分 1/2以内
[下限：500千円/事業][上限：2,000千円/事業]

【目標】 新規実施校の参加者：5,000人/5年他 【効果】 子どもたちに対する環境教育の定着

24 清流の国ぎふ森林・環境税事業推進事業

森林・環境税に係る広報を実施します。

また、県民意見の反映や事業実施過程の透明性を確保するため、外部有識者等を構成員とする第三者機関を設置し、使途事業への意見や提案、事業実施後の評価を行います。

●事業主体：県 【効果】 使途事業実施に伴う透明性の確保

25 上流域と下流域の交流事業

森・里・川・海のつながりを踏まえた環境保全の理解を深めるツアーを実施します。

●事業主体：県

【目標】 流域の自然環境等を相互に理解するツアーの実施：75回/5年

【効果】 環境保全意識の向上、環境保全活動への参加促進

26 生物多様性に配慮した地域づくり普及推進事業

生物多様性への重要性を認識し、保全再生について行動していく社会づくりを目指すため、外来生物対策や希少種の保全についての講演会等を開催します。

●事業主体：県 【目標】 講演・展示等による普及活動：30回/5年

【効果】 環境教育、生物多様性に関する理解の浸透

1 ～ 4

共通施策【提案事業】 地域ニーズに基づいた 環境保全活動の促進

地域の自然環境を巡る課題の解決にむけて、県民や市町村が自主的に行う取組みを支援します。

【効果】 森や川づくりの重要性の理解促進
社会全体で支える森・川づくりの定着

27 清流の国ぎふ地域活動支援事業

各種団体等が自らが企画・立案・実行する創意工夫ある森づくりや川づくり活動を支援します。

●事業主体：法人、団体

●補助率：補助対象経費 500千円以下の部分 10/10以内
補助対象経費 500千円を超える部分 1/2以内
[下限：300千円/事業][上限：2,000千円/事業]
ただし、プラスチックごみ対策モデル事業については
補助対象経費 1,000千円以下の部分 10/10以内
補助対象経費 1,000千円を超える部分 1/2以内
[下限：300千円/事業][上限：2,250千円/事業]

【目標】 地域の森づくりや川づくり等環境保全活動：200件/5年



28 清流の国ぎふ市町村提案事業

清流の国ぎふ森林・環境税の趣旨に則って、①～④の4つの施策を効果的に進めるために、地域住民の意向や地域の実情に精通している市町村が特に必要と考える事業の実施を支援します。

●事業主体：市町村

●補助率：以下のとおり。ただし、いずれも
[下限：森林部門 5,000千円/事業、環境部門 1,000千円/事業]
[上限：10,000千円/事業]

- | | |
|-------------------------------|---------|
| ① 100年先の森林づくりの推進 | 10/10以内 |
| ② 自然生態系の保全と再生 | 10/10以内 |
| ③ ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり | |
| 木質バイオマス利用施設導入に関するもの | 1/2以内 |
| 小水力発電による環境保全に関するもの | 10/10以内 |
| ④ 人づくり・仕組みづくり | |
| 県産材の利用促進又は木育教材導入に関するもの | 1/2以内 |
| 上記以外 | 10/10以内 |

【目標】

地域環境等に対応した、
創意工夫ある環境保全活動：
190件/5年



森林・環境税のしくみ

納める方は？

- 個人**・・・（その年の1月1日現在で）県内に住所がある方、県内に家屋敷等を持っている方
※前年の所得金額が一定基準を下回るなど一定の条件を満たす方は非課税です。
- 法人**・・・ 県内に事務所、事業所などがある法人等

納める額は？

- 個人**・・・ 年額 **1,000 円**
- 法人**・・・ 年額 **2,000 円～ 80,000 円**（県民税均等割標準税率の10%相当額）

課税の方法は？

県民税（均等割）に上記の額を上乗せします。

納める方法は？

- 個人**・・・ 個人市町村民税と合わせて市町村が徴収し、県へ払い込みます。
- 法人**・・・ 法人県民税の申告納付の際に併せて県が徴収します。

いつまで続くの？

- 個人**・・・ 平成 24 年度から令和 3 年度までの 10 年間
- 法人**・・・ 平成 24 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度分

税の管理は？

税金の使いみちを明確にするため、既存の税収と区別し「清流の国ぎふ森林・環境基金」に積み立て、毎年必要な額を取り崩して、目的とする施策のための財源とします。

※県外の皆様にも、ふるさと納税制度による寄付などを通じて、清流の国づくりにご協力いただけます。

チェック機能は？

第三者機関が各施策の取組みをチェックし、事業実施後の評価を行うとともに、事業の内容及び成果については、県民の皆様に公表します。



ぎふ木遊館（外観）



ぎふ木遊館（内観）



清流の国ぎふ森林・環境税と森林環境譲与税は、それぞれの目的を踏まえ、用途のすみわけを行った上で有効に活用しています。

お問い合わせ先

税の使いみちについて

（森林関係）
林政部恵みの森づくり推進課
TEL 058-272-8472 FAX 058-278-2702
E-mail : c11513@pref.gifu.lg.jp

（環境関係）
環境生活部環境企画課
TEL 058-272-8231 FAX 058-278-2610
E-mail : c11265@pref.gifu.lg.jp

税のしくみについて

総務部税務課
TEL 058-272-1153 FAX 058-271-3711
E-mail : c11110@pref.gifu.lg.jp